

国際税務 QI/FATCA/CRS 関連情報

ケイマン諸島：FATCA/CRS に関する最新情報 ～DITC ポータルユーザーガイドの更新概要及び対応事項～

2022 年 6 月 14 日

2022 年 5 月にケイマン諸島国際税務協力（Department for International Tax Cooperation：以下「DITC」）は [DITC ポータルのユーザーガイド v9.2「DITC Portal-User Guide」](#)に関する更新版を公表した。本ニュースレターでは、更新された事項である FATCA 申告書の訂正方法と今後の対応事項について簡単に記す。

1. IRS の指摘による FATCA 申告書の訂正方法

FATCA 申告書の DITC への送信は、XML ファイル形式のみ可能であり、FATCA XML 申告書が米国内国歳入庁（「IRS」）に送信されると、IRS はデータをチェックし、DITC ポータルに通知を送信する。IRS によりエラーが指摘されなかった場合更新の対応の必要はないが、エラーが指摘された場合、エラーを通知する電子メールが PPoC に送信され、FATCA XML 申告書のステータスが「Submitted」（送信済み）から「Processed – correction required」（処理済み – 訂正要）に変更される。エラー訂正のための期間は 120 日間与えられる。

エラー情報にはコード（IRS が割り当てたコード）及びメッセージが含まれる。全てのエラーコードの詳細を含む一覧表は [IRS Publication 5189](#) の 40-43 ページを参照されたい。エラーを修正するための必要な対応については、当該ページの表「Remedial Actions」（是正措置）で確認が可能である。また、エラー対処後はエラーへの対応が完了した旨を明示するため、Reporting（報告）タブ下の FATCA XML 申告書を選択の上、「Correction Confirmation」（訂正の確認）をクリックする。これにより、FATCA XML 申告書のステータスが「Processed – correction required」（処理済み – 訂正要）から「Processed – correction submitted」（処理済み – 訂正送信済み）に変更され、訂正処理が完了となる。

2. 報告の概要

(1) US FATCA 報告

米国人等の報告対象口座が存在する場合には申告が必要となる。一方、CRS 報告とは異なり、US FATCA 報告についてはゼロ報告は不要であるため、報告対象口座が存在しない場

合には対応は不要となる。なお、2021 年度の US FATCA 報告期限は 2022 年 7 月 31 日となる。

(2) CRS 対象国別申告（Receiving Country Return）

ケイマン諸島非居住者等の報告対象口座が存在する場合、国別に申告が必要となる。ただし、報告対象がないケイマン諸島報告金融機関（Cayman Reporting Financial Institution：以下「CRFI」）は、後述の CRS 宣誓申告においてゼロ報告を行う。報告対象がある CRFI は、最初に、CRS 対象国別申告を行った後に、CRS 宣誓申告を行う。なお、2021 年度の CRS 対象国別申告期限は 2022 年 7 月 31 日となる。

(3) CRS 宣誓申告（Filing Declaration）

全ての CRFI 及び受託者開示信託は、CRS 宣誓申告様式（CRS Filing Declaration Form）を提出しなければならない。この様式では、CRS 対象国別報告において実施した申告内容の確認及びゼロ報告を行うとともに、それらの内容が正確であり、CRFI の報告義務を満たしていること、及び不正確な情報を税務情報庁（Tax Information Authority：以下「TIA」）に提供した場合には罰則の対象となることについても認めたと、宣誓する。なお、2021 年度の CRS 宣誓申告期限は 2022 年 7 月 31 日となる。

(4) CRS 確認様式（CRS Compliance Form）

全ての報告金融機関及び受託者開示信託は、CRS 確認様式（CRS Compliance Form）を提出しなければならない。提出については、DITC ポータル上で必要事項を入力するスマート様式と、CSV 形式で一括アップロードする様式から選択可能である。なお、2021 年度の CRS 確認様式の提出期限は 2022 年 9 月 15 日となる。

3. CRS 報告対象国（Reportable Jurisdictions）

[CRS 報告対象国](#)（ケイマン諸島ウェブサイト（英語、PDF））は、昨年度までの報告対象国に新たにジャマイカ、クニヤ、及びモロッコの 3 カ国が加わり、クウェートが報告対象国から除外された。CRS 報告対象国には日本も含まれているた

め、証券流動化等のためのケイマン SPC を保有する金融機関で、当該 SPC への資本・負債持分出資者のうちに日本居住者が存在する場合には、当該出資者が報告対象者に該当するかどうかの検討が必要となる。

4. CRS 及び FATCA 規則に基づく正確な分類、通知などの重要性

金融機関は CRS 及び FATCA 規則の目的上、自身が正確に分類されていることを確認しなければならない。DITC は金融機関が提出した CRS 及び FATCA に関する情報を種々のデータ元と照合しており、金融機関が規則に基づいて正確な分類及び通知をしていない場合には、規則違反とみなされる。また、DITC が誤分類を発見した場合には、適切な遵守を強制するための措置を講じる可能性がある。

おわりに

US FATCA 報告とは異なり、ケイマン CRS 報告義務については報告対象口座が存在しない場合でも、毎年のゼロ報告が必須であるため、ケイマン SPC を保有する金融機関は対応を怠ることがないように留意されたい。

デロイト・トーマツ税理士法人では、QI、FATCA、CRS、及び米国税務に関して専門チームを有し、常に最新情報を入手の上、多数の金融機関にサービスを提供している。今回のニュースレターでご案内した内容のほか、制度内容・法令等でもご不明な点等があれば、ご相談いただきたい。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

お問い合わせ

米国税務及び QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ 税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohatsu.co.jp
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohatsu.co.jp
シニアマネジャー	Yeh Ching-Feng (Vincent)	ching-feng.yeh@tohatsu.co.jp
マネジャー	榎本 純子	junko1.enomoto@tohatsu.co.jp
マネジャー	渡邊 美穂子	mihoko.watanabe@tohatsu.co.jp
所在地	〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング	
Tel	03-6213-3800 (代)	
email	tax.cs@tohatsu.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネス プロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュート マツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバル ネットワーク組織を構成するメンバー フォーム およびそれらの関係法人 (総称して “デロイト ネットワーク”) のひとつまたは複数 を指します。DTTL (または “Deloitte Global”) ならびに各メンバー フォーム および関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に就いて相互に義務を課すまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー フォーム ならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のフォーム または関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバー フォーム であり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー およびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート (非公開) 企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters” をパーパス (存在理由) として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

